

放送法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
○電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

目次

第四章 業務（第三十条―第三十五条の八）

第四章 業務

（候補者放送の記録の閲覧）

第三十五条（略）

（有料放送事業者の数）

第三十五条の二 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 衛星役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務（法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）を行う場合 十（衛星役務利用放送を行う有料放送事業者に限る。）。ただし、放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送事業者のために同法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送事業者の数を控除した数（控除した数が零以下となる場合においては一）とする。

- 二 有線役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十（有線役務利用放送を行う有料放送事業者に

目次

第四章 業務（第三十条―第三十五条）

第四章（同上）

（候補者放送の記録の閲覧）

第三十五条（同上）

限る。)

(有料放送管理業務の届出)

第三十五条の三 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第9の2による届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、様式第9の3による書類を添付しなければならない。

第三十五条の四 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務に係る同法第五十二条の四第一項に規定する有料放送事業者（以下「放送法における有料放送事業者」という。）に関する事項とする。

(変更の届出)

第三十五条の五 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第二項の規定による変更の届出を行う者は、様式第9の4による届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、様式第9の3による書類を添付しなければならない。

(承継の届出)

第三十五条の六 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の三第二項の規定による地位の承継の届出を行う者は、様式第9の5による届出書を総務大臣に提出するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三十五条の七 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六

の四第一項の規定による業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第9の6による届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の四第二項の規定による解散の届出をしようとする者は、様式第9の7による届出書を総務大臣に提出するものとする。

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

第三十五条の八 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）

）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。

3 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(様式第9の2から様式第9の7については、別紙参照)

様式第9の2（第35条の3第1項関係）

有料放送管理業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理業務を行うので、電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の2第1項の規定により届け出ます。

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9の3（第35条の3第2項及び第35条の5第2項関係）

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			
業務の概要	契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務の概要（注1）	媒介	<input type="checkbox"/>
		取次ぎ	<input type="checkbox"/>
		代理	<input type="checkbox"/>
	契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務の概要（注2）	限定受信の方式	
有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び放送法における有料放送事業者に関する事項	有料放送管理業務に係る衛星役務利用放送を行う有料放送事業者の数		
	有料放送管理業務に係る有線役務利用放送を行う有料放送事業者の数		
	放送法における有料放送事業者の数（注3）		

注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、

さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 限定受信方式の名称：A R I B－限定受信方式、

- 3 放送法第52五十二條の4四第1一項に規定する有料放送事業者のために同法第52五十二條の6六の2二第1一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合について記載すること。
- 4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9の4（第35条の5第1項関係）

有料放送管理業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項について変更
があったので、電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52
条の6の2第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9の5（第35条の6関係）

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理事業者の地位を承継したので、電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の3第2項の規定により届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した有料放送管理事業者の地位に係る届出年月日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9の6（第35条の7第1項関係）

有料放送管理業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理業務を廃止したので、電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の4第1項の規定により届け出ます。

理 由	
廃 止 年 月 日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9の7（第35条の7第2項関係）

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の4第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称 及び代表者の氏名	
解 散 年 月 日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。